

## 『指名打者』のルール

- (1) 先発投手または救援投手が打つ番のときに他の人が代わって打っても、その投球を継続できることを条件に、これらの投手に代わって打つ打者を指名することが許される。

※簡単に言えば、DHは投手に代わってのみ打撃を代理で行うことができるということです。

投手に代わって打つ指名打者は、試合開始前に選ばれ、球審に手渡す打順表に記載しなければならない。監督が打順表に10人のプレーヤーを記載したが、指名打者の特定がされておらず、球審がプレイを宣告する前に、審判員またはいずれかの監督が(またはその指名する者)がその誤りに気づいたときは、球審は、監督にピッチャー以外の9人のプレーヤーのうち誰が指名打者になるのかを特定するように命ずる。

「原注」指名打者特定の明らかな誤りは、試合開始前であれば訂正することができる。  
(4.0 d 「原注」参照)

- (2) 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者は、相手チームの先発投手に対して、少なくとも1度は、打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要なはい。

※スタメン出場したDHの選手は、第1打席を終えないと交代が出来ません。

凡退でも安打でもなんでもいいのですが、とにかく打撃を完了する必要があります。

ただし、負傷などで交代やむなしとみなされた場合は交代が認められることがあります。

- (3) チームは必ずしも投手に代わる指名打者を指名しなくてもよいが試合前に指名しなかったときは、その試合で指名打者を使うことはできない。

※DHを使いたくない、使えないという時には必ずしも使う必要はありません。

ただし、スタメンの時点でDHを使わなかつた場合には、

試合途中からDHを使い投手を守備専門にすることは出来ません。

- (4) 指名打者に代えて代打者を使ってもよい。指名打者に代わった打者は以後指名打者となる。退いた指名打者は再び試合に出場できない。

- (5) 指名打者が守備についてもよいが、自分の番のところで打撃を続けなければならない。従って、投手は退いた守備者の打順表を受け継ぐことになる。ただし、2人以上の交代が行われたときは、監督が、打撃順を指名しなければならない。

- (6) 指名打者に代わって代走者が出場することができるが、その走者が以後指名打者の役割を受け継ぐ。指名打者が代走者になることはできない。

- (7) 指名打者は、打順表の中でその番が固定されており、多様な交代によって指名打者の打撃の順番を変えることは許されない。

※DHの打順は試合の最初から最後まで固定です。

DHが消滅することはあっても、移動することは許されません。

もちろん、DHの選手が代わること自体は問題ありません。

(8) 投手が一度他の守備位置についた場合、それ以後指名打者の役割は消滅する。

※DH制では、守備専門となれるのは投手だけです。

その投手が他の守備位置についた場合、守備専門という特権は消滅します。

(9) 代打者が試合に出場してそのまま投手となった場合、それ以後指名打者の役割は消滅する。

(10) 投手が指名打者に代わって打撃するかまたは走者になった場合、それ以後指名打者の役割は消滅する。(試合に出場している投手は、指名打者に代わってだけ打撃または走者になることができる。)

※DH制では投手は打撃を行いませんが、

DHの打順に限ってはその時に投げている投手が代打で出てきても差し支えありません。

規則には明文化されていないのですが、

投手がDHにかわって代走で出場しても差し支えありません。

いずれの場合もDHは消滅します。

(11) 監督が打順表に10人のプレーヤーを記載したが、指名打者が特定されておらず、試合開始後に相手チームの監督がその誤りを球審に指摘した場合は、

(A) チームが守備についた後では、投手は、守備につかなかったプレーヤーの打撃順に入る。

(B) チームがまだ守備についていないときには、投手は、そのチームの監督が指定した打撃順に入る。

いずれの場合も、投手が置き換わったプレーヤーは交代したとみなされ、試合から退き、それ以後指名打者の役割は消滅する。誤りが球審に指摘される前に起きたプレイは、6.03(b)により、有効となる。

(12) 指名打者が守備位置についた場合、それ以後指名打者の役割は消滅する。

(13) 指名打者に代わって出場させようとするプレーヤーは、指名打者の番がくるまで届け出る必要はない。

(14) 他の守備位置についていたプレーヤーが投手になれば、それ以後指名打者の役割は消滅する。

(15) 指名打者は、ブルペンで捕手を務める以外は、ブルペンに座ることはできない。

### 【指名打者が消滅する場合についてのまとめ】

指名打者については、2011 年度の規則改正で詳細にかつ箇条書きに分かりやすく規定されている(5.11(a))。指名打者を使うかどうかは、チームの任意である。

指名打者が消滅する場合は、次のとおりである。

- 1) 指名打者が守備についた場合
  - 2) 投手が他の守備位置についた場合
  - 3) 代打者または代走者が試合に出て、そのまま投手となった場合
  - 4) 投手が指名打者の代打者または代走者になった場合
  - 5) 試合開始後に、指名打者の特定漏れが発見された場合
  - 6) 他の守備位置についていたプレーヤーが投手になった場合
  - 7) 登板中または新しく出場する投手を打順表に入れた場合
- ・指名打者に代え代打者を出すこともできるし、代走を出すこともできる。いずれの場合も交代した打者または走者が、指名打者の役割を受けつぐ。
  - ・ただし、試合前提出の打順表に記載された指名打者は、相手先発投手が交代しない限り、その投手に少なくとも一度は打撃を完了しなければならない(指名打者にいわゆる“当て馬”は使えない)。なお、試合中のグラウンドでのケガなど、球審が交代を認めた場合はこの限りではない。
  - ・指名打者に代わって出場させようとするプレーヤーは、指名打者の番がくるまで届け出る必要はない。
  - ・なお、指名打者で届け出たが、たとえば1回表の守備で、いきなり指名打者を守備につかせることは、自ら指名打者を放棄するもので、規則上は問題ない。(指名打者は消滅する)(5.11)